平成２６年（フ）第８８８号
東京都武蔵野市西久保２丁目31番８―508号
センチュリー西久保
債務者　鶴巻　翔太
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９３９号
東京都東村山市美住町１丁目９番地６ドウェルＫ103
債務者　浅野　龍美
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５２２４号
大阪市東住吉区湯里６丁目13番３号
債務者　川田　陽子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第９６号
最後の住所富山県高岡市野村1435番地６
破産者　被相続人亡橋爪庄三郎相続財産
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１２０号
名古屋市守山区大森４丁目2610番地
破産者　有限会社ビックフィールド
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３２６号
大阪市西淀川区大和田１丁目６番14号
破産者　株式会社幸成
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７３０号
大阪市中央区本町１丁目５番７号　西村ビル
破産者　有限会社エス・アンド・ケイ・カンパニイ
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８０１号
大阪市住之江区御崎２丁目１番１―902号
破産者　株式会社ＴＡＴＳＵＭＩ物流
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８２３号
堺市北区北花田町３丁26番地の14
破産者　有限会社ワークスオカダ
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２８８号
神戸市兵庫区中之島１丁目１番１号
破産者　有限会社久丸商店
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１９号
長野県岡谷市湖畔１丁目22番12号
破産者　共益電気株式会社
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１１２号
長野県茅野市米沢245番地
破産者　有限会社ケミカル技研
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第８９号
長野県茅野市金沢545番地
破産者　ＭＳＫエレクトロニクス株式会社
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第９２号
長野県茅野市玉川8493番地１
破産者　株式会社イディアス
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第１１４号
京都府宇治市槇島町目川159番地の１
破産者　シンシンテクニカル株式会社
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２６号
広島県三原市皆実４丁目９番５号
破産者　株式会社大建組
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所尾道支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２０７号
茨城県常陸大宮市若林817番地の４、住民票上の住所茨城県久慈郡大子町大字大子253番地２
破産者　益子　勝男
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第７３１号
愛知県海部郡大治町大字西條字大門先76番地マ・メゾン大治102号、開始決定時の住所愛知県海部郡大治町大字西條字南井口28番地の６
破産者　岩田　京子（旧姓河村）
1　破産債権の届出期間　平成27年１月13日まで
2　一般調査期日　平成27年２月18日午前11時20分
平成26年12月10日
名古屋地方裁判所民事第２部